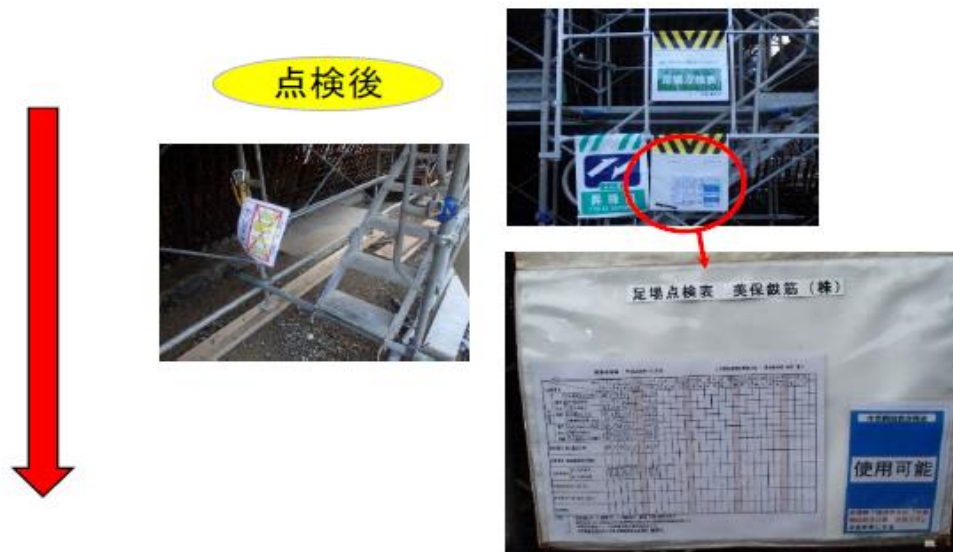


## 仮設足場の使用前点検の見える化

①朝礼・KY実施後、1次業者松田組職員による点検実施。



②足場点検表を記入した後、カードを裏返し、立入禁止を解除する。



③終業時に、1次業者松田組職員が立入禁止措置を行った後、カードを使用不可にする。

## 機械の使用前点検の見える化

- ①機械使用前、使用者は機械の点検実施。  
※リース機械は複数業者が使用しているため、あらかじめ「使用不可」のプレートを取付けておき、使用会社が点検した後、点検表を設置時点で使用開始としている。



- ②点検表を記入した後、点検表を設置し使用不可を解除する。



- ③終業時に点検表を取外して、カードを使用不可にする。



使用不可

使用可能

重機点検済